

## 愛媛県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税 (大規模償却資産)	不動産取得税
愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例	S45.7	○工業生産設備等取得額 ・資本金 5,000 万円以下 500 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 万円以上 ・資本金 1 億円超 2,000 万円以上 ※情報サービス業等は 500 万円以上	過疎地域	○3 年間減免	—	○取得時 ○課税免除
愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	S62.3	○工業生産設備取得額 ・資本金 1,000 万円以下 500 万円以上 ・資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 2,000 万円以上 ※情報サービス業等は 500 万円以上	半島地域	○税率 初年度 基本税率×0.5 2 年度 基本税率×0.75 3 年度 基本税率×0.875	—	○取得時 ○税率 土地 0.3/100 家屋 0.4/100
愛媛県原子力発電施設等立地地域における県	H14.10	○工場生産設備等取得額 ・製造業	原発立地地域	○税率 初年度 基本税率×0.5	—	○取得時 ○税率

税の特別措置に関する 条例		2,700万円超 ・道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸 売業 2,700万円超かつ新規雇用15名超		2年度 基本税率×0.75 3年度 基本税率×0.875		土地 0.3/100 家屋 0.4/100
愛媛県離島振興対策実 施地域における県税の 特別措置に関する条例	H25.7	○工業生産設備取得額 ・資本金5,000万円以下 500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 ・資本金1億円超 2,000万円以上 ※情報サービス業等は500万円以上	離島振興対策 実施地域	○3年間減免	—	○取得時 ○課税免除
愛媛県地方活力向上地 域における県税の特別 措置に関する条例	H28.3	○特定業務施設取得額 ・資本金1億円超 3,800万円超 ・資本金1億円以下 1,900万円超 ○増加雇用 対象施設の従業員数5名以上かつ、計画期 間内に5名以上の新規雇用(中小企業者は 1名以上)	地方活力向上 地域	○税率 初年度 基本税率×0.5 2年度 基本税率×0.75 3年度 基本税率×0.875 ※移転型事業であること	—	○取得時 ○税率 土地 0.3/100 家屋 0.4/100
愛媛県地域経済牽引事 業の促進による地域の 成長発展の基盤強化の ための県税の特別措置 に関する条例	H20.7	○「先進的な事業」に必要な土地・家屋等の 取得額 1億円超(一部5,000万円超)	促進区域(県内 全域)	—	—	○取得時 ○課税免除

(奨励金)

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					交付対象事業等	交付額等	限度額
愛媛県企業立地促進要綱	S57.6 H31.3 改正	立地企業	指定工場 (1) 指定対象業種 ・ 製造業 ・ 流通4業種(道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業)等 (2) 指定要件 ・ 投下固定資産額が1億円(南予地域への立地は3,000万円)以上 ・ 新規県内雇用者10人(南予地域への立地は3人)以上(常用雇用者に限る) ・ 指定後3年以内に操業を開始すること	県内全域	○投下固定資産額に係る奨励金	○工場建設等に伴う投下固定資産額の一定割合(10~20%。食品関連は15~25%)	○1指定工場当たり5~10億円
					○キックオフ奨励金	○操業初動時の事業安定化に資すると知事が認めるガス、電気などの公共サービス代金等に係る経費の1/2相当額	○1,000万円
					○雇用促進助成金	○県内新規雇用常用労働者数×50万円 ※県内転入常用労働者、県外新規雇用常用労働者を含む	○5億円
愛媛県事業用資産リース支援要綱	H13.3 H27.1 改正 R3.4改正	立地企業	指定工場 (1) 指定対象業種 ・ 製造業 ・ 流通4業種(道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業)等 (2) 指定要件 ・ 投下固定資産額が1億円(南予地域への立地は3,000万円)以上 ・ 新規県内雇用者10人以上(常用雇用者に限る)	県内全域	○民間の貸しビル等で、直接事業の用に供する土地、建物、設備	○適正な賃料の1/2相当額	○年2,000万円 ○5年間
					○雇用促進助成金	○県内新規雇用常用労働者数×50万円 ※県内転入常用労働者、県外新規雇用常用労働者を含む	○5億円

			・貸付契約後2年以内に操業を開始すること				
愛媛県オフィス等立地促進要綱	H14.12 H30.4 改正 R3.4改正	立地企業	<p>(1)指定対象業種</p> <p>①コールセンター、データセンター、事務処理センター</p> <p>②情報サービス業及びインターネット附随サービス業</p> <p>③本社機能を有する事務所（上記①、②に該当するものを除く）</p> <p>※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門などの業務のために使用される事務所</p> <p>(2)指定要件</p> <p>指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること</p> <p>(3)雇用者</p> <p>・コールセンター、データセンター、事務処理センター 20人以上（操業開始時点。常用労働者に限る。）</p> <p>・情報サービス業及びインターネット附随サービス業</p> <p>・本社機能を有する事務所</p> <p>5人以上（操業開始から1年経過時点。常用労働者に限る。）ただし、知事</p>	県内全域	○事業用資産の賃借料に係る奨励金	○賃借料の1/2相当額	○年2,000万円
					○通信回線使用料に係る奨励金	○通信回線使用料の1/2相当額	※情報サービス業及びインターネット附随サービス業及び本社機能を有する事務所 1,000万円、3年以内
					○投下固定資産額に係る奨励金	○投下固定資産額の10～15%	○5億円
					○雇用促進助成金	○新たに県内から雇用した常用労働者数(正社員)×50万円、(契約社員、パート等)×30万円 ※県内転入常用労働者、県外新規雇用常用労働者を含む	○5億円 ○5年間 ※情報サービス業及びインターネット附随サービス業及び本社機能を有する事務所は3年以内
			○高度IT人材確保助成金	○新設する拠点の運営の中核となる高度IT人材であり、県外拠点からの異動者又は拠点新設	○年300万円 ○3年間 ※情報サービス		

			が認める場合はこの限りではない。			にあたって県外で新たに採用した者の報酬額の一部を助成	業及びインターネット附随サービス業のみ
えひめ先端成長産業投資促進要綱	R6.10	立地企業	(1)対象分野 ・特定重要物資関連分野 (半導体関連分野、蓄電池関連分野、先端素材、データセンター) (2)指定要件 ・投下固定資産額 100 億円以上 ※機械・設備のリプレースのみの投資は除く ・新規雇用者数 10 人以上（南予は 3 人以上） ※データセンターは人数要件なし	県内全域	○事業の用に直接供する土地、建物及びその付属設備並びに機械及び装置の取得費	○投下固定資産の 20%	○30 億円 ※特に高い経済効果が認められる場合は 50 億円
					○社宅の取得・改修費 ※データセンターは対象外	○投下固定資産の 10%	
愛媛県立地企業生産拠点化促進要綱	H27.4	製造業	○県内立地後 10 年以上の企業 ○建物、生産設備等の設置に係る工程、投資額等の適切な投資計画があること ○5 年以内の投下固定資産額（土地を除く）が 50 億円以上であること ただし、投下固定資産額については、緩和要件あり。	県内全域	○生産拠点化等を行うとする工場の建物及びその付属設備、構築物並びに機械装置等 ○既存施設撤去費用	○新規地元雇用者数（県外転入者等含む）10 人以上の場合 （土地を除く投下固定資産額＋既存施設撤去費用の 1/3）× 7% 以内 ○新規地元雇用者数（県外転入者等含む）10 人未満の場合 （土地を除く投下固定資産額＋既存施設撤去費用の 1/3）× 4% 以内	○5 億円

